

第 6584 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 16日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 年末調整後に扶養親族が増えた場合の所得金額調整控除

Q : 年末調整後に子供が生まれました。収入金額が850万円を超える場合は、所得金額調整控除の対象となるそうですが、どのようになるのですか？

A : 年末調整をやり直すか、確定申告をして税額の還付をうけることとなります。

【解説】

年末調整において所得金額調整控除(子ども等)の適用を受けようとする場合、年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、所得金額調整控除申告書を提出する日の現況により判定することとなりますが、年末調整後、その年12月31日までの間に子が生まれ、所得金額調整控除(子ども等)の適用要件を満たし、年末調整による年税額が減少することとなる場合、その年分の源泉徴収票を給与等の支払者が作成するまでに、その異動があったことについて、従業員からその異動に関する申し出があったときは、年末調整を再計算して税額を還付してもよいこととされています。

したがって、翌年1月の給与所得の源泉徴収票を交付するときまでであれば、年末調整の再計算を行うことができることとなります。

この場合には、所得金額調整控除申告書を提出することが必要です。

なお、年末調整の再調整によらず、確定申告をすることによって、税額の還付を受けることができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】